

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田 昌平  
sugita@century-law.com

労働・傷病兵・社会省

ベトナム社会主義共和国

海外労働管理局

独立-自由-幸福

No.85/QLLDNN-NBDNA

新型コロナウイルス感染症による影響を受

ハノイ市、2020年5月7日

ける外国人労働者に対する支援策

日本へのベトナム人技能実習生の送出しを実施する企業 御中

現在、新型コロナウイルス（Covid-19）感染症の影響により、外国人労働者を受入れている多数の日本企業がやむを得ず生産を縮小又は停止しなければならない。これにより、多数の外国人労働者又は技能実習生が、解雇され又は実習の計画を中断しなければならない。外国人労働者の日本での生活及び雇用の維持を支援するために、日本政府は新型コロナウイルスが流行している間における複数の支援策を設け、実施している（詳細については、本レターの附録を参照）。

技能実習生が日本政府により定める支援を受けられるために、海外労働管理局は、日本へのベトナム人技能実習生の送出しを実施する企業に対して以下の事項を実施することを要求する。

1. 一時的に休職しなければならず、解雇され又は帰国できない技能実習生が休業手当、失業手当、生活費手当、又は在留資格の変更等各種の制度を享受できるように、日本側の受入機関と積極的に協力し、当該技能実習生を支援すること。
2. 日本での Covid-19 感染症の流行状況、及び外国人の日本への入国に関する規制に基づき、日本側の受入機関と協力し、技能実習生の出国期間を適切に調整すること。また、日本側の要求に基づき、日本への送出しが決定された技能実習生に対して引き続き技能及び外国語の教育を実施する計画を立てること。

外国労働管理局は、日本へのベトナム人技能実習生の送出しを実施する企業が上記の事項を実施することを要求する。

受領先：

海外労働管理局局長代表

上記の通り

副局長

海外労働管理局局長（報告のため）

海外労働管理センター

海外労働管理局書類保管担当部門

ファム・ヴィット・フォン

## 附録

### 新型コロナウイルスによる影響を受ける外国人労働者に対する支援政策

#### 1. 一時的に休業しなければならない労働者に対する支援

Covid-19 感染症の影響により受入企業が生産を縮小した場合に一時的に休業しなければならない労働者又は技能実習生は、日本政府により一人つき 1 日あたり 6815 円から 8330 円の助成金を支給される。当該助成金は、企業が労働者又は技能実習生の賃金の支払いを支援するために、受入企業に対して支給されるものである。

#### 2. 解雇された労働者に対する支援

- Covid-19 感染症の影響により受入企業が破産した場合に解雇される労働者又は技能実習生は、日本政府により一人つき 1 日あたり 6815 円から 8330 円の失業手当を支給される。支給期間は年齢により異なるが、90 日から 150 日までである。当該手当を受ける条件は、労働者又は技能実習生が雇用保険に加入していることである。失業手当の受給の申請手続きを実施するために、労働者又は技能実習生は、元雇用先からの失業認定書を受領し、公共職業安定所（ハローワーク）において失業手当の受給の申請書類を提出する。
- また 2020 年 4 月 17 日、出入国在留管理庁は、Covid-19 感染症の影響により解雇される労働者又は技能実習生の日本での雇用を維持するための支援策を発表した。日本政府は、労働者又は技能実習生に対して「特定活動」の在留資格への変更を許可する。特定活動の在留資格は、就労可能で、在留期間は最長 1 年である。就労が許可される分野は、特定技能の受入れを許可されている 14 の分野である。具体的には、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業である。上記在留資格の変更の申請の受領は、2020 年 4 月 20 日から開始される予定である。（詳細については、在ベトナム日本大使館のウェブサイトを参照）。

#### 3. 契約期間が満了したが本国へ帰国できない労働者に対する支援

2020 年 4 月 3 日、出入国在留管理庁は、在留期間が満了したが、日本からのフライトの制限により本国へ帰国できない労働者又は技能実習生に対して、①「短期在留」（在留期間は最長 90 日で、就労不可）、又は②「特定活動」（在留期間は最長 90 日で、就労可能）の在留資格への変更を許可する。

#### 4. 日本政府による生活費の支援

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田 昌平  
sugita@century-law.com

Covid-19 感染症の拡大により、国民の生活に様々な面で影響されたため、日本政府は、日本に住居している人（2020年4月27日の時点で住民基本台帳に記載されている外国人も含む。）に対して一律 100,000 円（10 万円）を給付する。外国人が当該給付金を受給するための条件は、①3 か月以上の在留期間を有する在留カードを保持すること、と②住居している地方の役所において住民を登録することである（詳細については、在ベトナム日本大使館のウェブサイト参照）。

#### **5. 外国人の日本への入国の一時的停止の措置**

2020年3月28日、日本政府は、東南アジア及び中東諸国の国民に対する査証（ビザ）の効力を停止することを決定した。当該規制は 2020 年 4 月までに適用された。しかし、現在も Covid-19 感染症の拡大が続いているため、日本政府は、外国人の日本への入国制限に関する措置を 2020 年 5 月までに延長した（詳細については、在ベトナム在ベトナム日本大使館のウェブサイト参照）。